

自然災害発生時における業務継続計画

法人名	株式会社TOMONY
代表者	鈴木 彰伯
種別	放課後等デイサービス就労継続支援 B型 相談支援事業

事業所名	所在地	電話番号
きゃらっと	豊橋市西橋良町22	0532-56-1210
きゃらっと neo	豊橋市牟呂市場町11-1	0532-21-8310
きゃらっと UNO	豊橋市花中町145-4	0532-39-881 1
きゃらっと JUN	豊橋市小池町字鍵田61-2	0532-21-5011
きゃらっと ami	豊橋市曙町若松109-2 2F	0532-21-6778
きゃらっと YUI	豊橋市曙町若松109-2 1F	0532-21-7577
きゃらっと ICHI	豊橋市高洲町高洲4-1	0532-21-7030
きゃらっと OKU	豊川市金屋橋町100番地	0532-21-8383
きゃらっと job	豊橋市高洲町字高洲41 総合ビル 4階	0532-21-7030
きゃらっと KAI	豊橋市高洲町字高洲41 総合ビル 2階	0532-21-8383

BCP 見直し時 期	BCP 訓練開催時 期
9 月～10 月	6 月・12 月

目次	
1. 総論	1
(1) 基本方針	
(2) 推進体制	
(3) リスクの把握	2
① ハザードマップなどの確認	
② 被災想定	3
(4) 優先業務の選定	4
① 優先する事業	
② 優先する業務	
(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し	5
① 研修・訓練の実施	
② BCPの検証・見直し	
2. 平常時の対応	6
(1) 建物・設備の安全対策	
① 人が常駐する場所の耐震措置	
② 設備の耐震措置	
③ 水害対策	
(2) 電気が止まった場合の対策	
(3) ガスが止まった場合の対策	
(4) 水道が止まった場合の対策	7
① 飲料水	
② 生活用水	
(5) 通信が麻痺した場合の対策	
(6) システムが停止した場合の対策	
(7) 衛生面（トイレ等）の対策	8
① トイレ対策	
② 汚物対策	
(8) 必要品の備蓄	9
(9) 資金手当て	10
3. 緊急時の対応	11
(1) BCP発動基準	
(2) 行動基準	
(3) 対応体制	12
(4) 対応拠点	
(5) 安否確認	
① 利用者の安否確認	

② 職員の安否確認	14
(6) 職員の参集基準	
(7) 施設内外での避難場所・避難方法	15
(8) 重要業務の継続	15
(9) 職員の管理	15
① 休憩・宿泊場所	
② 勤務シフト	
(10) 復旧対応	17
① 破損個所の確認	
② 業者連絡先一覧の整備	
③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）	
4. 他施設との連携	18
(1) 連携体制の構築	
① 連携協定書の締結	19
② 地域のネットワーク等の構築・参画	21
(2) 連携対応	
① 事前準備	
② 入所者・利用者情報の整理	22
③ 共同訓練	
5. 通所サービス固有事項	23

1. 総論

(1) 基本方針（株式会社 TOMONY）

本計画は、大地震等をはじめとする自然災害や、感染症蔓延における突発的な変化により、経営環境に対する不測の事態が発生しても、利用者と職員の安全を確保し、継続的に放課後等デイサービス事業を実施するために

- ① 利用者と職員の生命と安全を守る。
- ② 利用者に対するサービスを継続的かつ安定的に提供する。
- ③ 地域の一員として災害時の福祉拠点として地域貢献という役割を果たす。

ことを目的とし、この BCP や関連するマニュアルに沿って法人内の事業所を利用する全利用者、勤務する全職員に対し適応するものとする。

(2) 推進体制

平常時の災害対策の推進体制を記載する。

様式 1 参照

(3) リスクの把握

① ハザードマップなどの確認

施設・事業所が所在するハザードマップ等を掲載する（別紙として巻末に添付する）。

② 被災想定

大きな被害が予想される災害について、自治体が公表する被災想定を整理して記載する。

【自治体公表の被災想定】

<p>交通被害</p> <p>道路：</p> <ul style="list-style-type: none">・ きやらっと 通行困難場所 <p>液状化（西橋良町、花中町、有楽町、東脇 3、東脇 4、岩田町、飯村町、多米町、飯村北）</p> <p>洪水（西橋良町、入船町、花中町、中郷町、有楽町、三ノ輪町、向山町、佐藤町、つつじが丘、前田南町）</p> <ul style="list-style-type: none">・ UNO 通行困難場所 <p>液状化（花中町、吉田方校区、城山町、清州町、大村町）</p> <p>洪水（花中町、入船町、吉田方校区、牟呂校区、大村校区、清州町、城山町）</p> <ul style="list-style-type: none">・ NEO 通行困難場所 <p>液状化（牟呂校区、吉田方校区）</p> <p>洪水（牟呂市場町、神野新田町、野田町、菰口町）</p> <ul style="list-style-type: none">・ JUN 通行困難場所 <p>液状化（堂浦町、入船町、松村町、西橋良町、羽根井町、南汐田町、東脇3、東脇4）</p> <p>洪水（鍵田町、柳生町、西小池町、入船町、花中町、牟呂町、西橋良町、羽根井町、中橋良町南汐田町、柱町、東脇3）</p> <ul style="list-style-type: none">・ ami(YUI) 通行困難場所 <p>液状化（浜道町、城山町、芦原町）</p> <p>洪水（浜道町、城山町、芦原町、弥生町）</p> <ul style="list-style-type: none">・ ICHI job KAI 通行困難場所 <p>液状化（大崎町、牟呂町、吉田方町、前芝町）</p> <p>洪水（大崎町、牟呂町、吉田方町、前芝町）</p> <ul style="list-style-type: none">・ OKU 通行困難箇所 <p>液状化（御津南部小学校区、牛久保小学校区一部、東部小学校区一部）</p> <p>洪水（御津南部小学校区 御津新田町付近、小坂井町）</p> <p>橋梁：</p> <ul style="list-style-type: none">・ きやらっと 柳生川氾濫により通行危険箇所（柳生橋、汐田橋、小池橋）・ UNO 水害時通行危険箇所（小池橋、柳生橋、渡津橋、豊橋）・ JUN 水害時通行危険箇所（小池橋、柳生橋、大塚橋、下大塚橋、小松橋）・ ami(YUI) 水害時有効危険箇所（浜道南の信号を南下した橋【梅田川】）・ OKU ハザードマップ上水害被害はないが注意箇所 上野川橋・ ICHI job KAI 水害時有効危険箇所（渡津橋、柳生橋、汐田橋、小池橋） <p>鉄道：全事業所共通 豊橋鉄道渥美線、東海道本線、東海道新幹線、豊橋市内線は運休</p>
--

ライフライン（豊橋市地域強靱化計画令和3年3月改訂より）

上水：95%復旧の目安6週間程度

機能支障 直後 373000 人（99%） 1日後 355000 人（94%） 7日後 228000 人（61%）

下水：95%復旧の目安3週間程度

機能支障 直後 190000 人（70%） 1日後 198000 人（73%） 7日後 163000（60%）
1か月後 25000 人

（9%）電気：95%復旧の目安1週間程度

機能支障 直後 182000 戸（89%） 1日後 165000 戸（80%） 7日後 2800 戸（1%）
1か月後 300 戸（0%）

ガス：都市ガス95%復旧目安2週間程度

機能支障 直後～1日後 22000 戸（30%） 7日後 17000 戸（23%）

LP ガス95%復旧目安1週間程度

機能支障率21%（需要世帯数 62000 世帯うち機能支障世帯数 13000 世帯）

通信：固定電話 95%復旧の目安1週間程度

機能支障 直後 64000（回線数）89% 1日後 59000（81%） 7日後 2300（3%）
1ヶ月 1200（2%）

携帯電話 95%復旧の目安1週間程度

直後3% 1日後81% 7日後5% 1ヶ月後3%

※復旧期間の算定においては津波等により被災した需要家数等は復旧対象戸数等から除外し95%が復旧するのにかかる日数としている。

※LP ガスについては、被害量の推移は試算していない。

【自施設で想定される影響】

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
電力	自家発電機		復旧	→	→	→	→	→	→
飲料水	備蓄	→	→	給水車		→	復旧	→	→
生活用水							復旧	→	→
ガス									
携帯電話		車から充電	復旧	→	→	→	→	→	→
メール		車から充電	復旧	→	→	→	→	→	→
道路	通行止め		部分復旧						

東日本大震災の経験値として震度7の地域の復旧日数は、下記の通り。

震度7の場合、電力：3日、水道：1週間、ガス：3週間で50%復旧
震度6の場合、震度7の50%復旧を、復旧の目安と想定する

(4) 優先業務の選定

① 優先する事業

複数の事業を運営する施設・事業所では、どの事業（入所、通所、訪問等）を優先するか（どの事業を縮小・休止するか）を法人本部とも連携して決めておく。

<p><優先する事業></p> <p>(1) 障害児通所支援事業（放課後等デイサービス・就労継続支援B型）</p> <ul style="list-style-type: none">・利用者の安全管理・利用者の健康管理（体調確認、応急処置、可能な限りの食べ物の提供、補水）・利用者の衛生管理・ADLの介助、支援、心のケア（本人並びに家族）・滞在場所の提供（本人並びに家族）・各事業所の損壊状況により運営不可能な場合、職員利用者が利用可能な事業所に移動し継続運営を行う。・関係機関との情報共有・利用者の人数や引き渡し状況に応じて業務を縮小して継続運営を行う。・オンライン支援				
<p><当座停止する事業></p> <p>(1) ライフラインの寸断状況により提供できなくなるサービスがある。</p> <ul style="list-style-type: none">・送迎サービス・金銭のやり取りに関わる業務・外出活動・きゃらっと neo は浸水災害やその恐れにより活動の場を移動し現事業所では運営を行わない。（他事業所にて職員が移動し休止せず継続運営）				

② 優先する業務

上記優先する事業のうち、優先する業務を選定する。

優先業務	必要な職員数（各事業所必要数）			
	朝	昼	夕	夜間
与薬介助	2人	2人	2人	人
排泄介助	2人	2人	2人	2人
食事介助	3人	3人	3人	人
関係機関との連絡調整	2人	2人	2人	1人
物品調達（食料、水、生活必需品）	2人	2人	2人	1人
家族支援（心のケア）	2人	2人	2人	1人
衛生管理	1人	1人	1人	

(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

① 研修・訓練の実施

訓練実施の方針、頻度、概要等について記載する。

▶以下の教育を実施する

- ・ BCP 基礎研修時

期：毎年 5 月中

頃

担当：ガイドライン委員会

方法：BCP の概念や必要性、感染症・災害に関する情報説明をする。

- ・ 訓練シミュレーションの実施

時期：毎年 6 月・12 月

担当：感染対策委員会・災害対策委員会・研修プロジェクト方法

：食中毒をテーマとした感染対策研修、吐瀉物処理訓練

総合訓練では役割分担、連絡網などを実際に訓練し確認する。

* 訓練が一過性で終わらず、継続して実施することを担保する。

② BCPの検証・見直し

評価プロセス（各委員会で協議し、責任者が承認するなど）や定期的に取り組の評価と改善を行うことを記載する。

▶以下の活動を定期的に行い、BCPを見直す。

- ・ 毎年の研修時期前(5月・8月)に感染委員会・災害対策委員会・研修プロジェクトで研修内容の協議をし、その時勢にあったものを行えるように見直す。
- ・ BCPに関連した最新の動向を把握し見直す。
- ・ 療育・療心・療法を通じて得た疑問点や改善すべき点について BCPを見直す。
- ・ 訓練の実施により判明した新たな課題と、その解決策をBCPに反映させる。

* 継続してPDCAサイクルが機能するよう記載する。

2. 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
機能訓練室	設備品の転倒対策（L字固定金具、耐震マット等）	
避難経路	置備品の点検	
キッチン	ガス漏れ警報点検、消火器設置	
事務所	高所の荷物固定又は撤去	

② 設備の耐震措置

対象	対応策	備考
きゃらっと	昭和56年以降築のため新耐震基準を満たしている。	
neo	同上	
UNO	同上	
JUN	同上	
ami (YUI)	同上	
ICHI	同上	
OKU	同上	
job	同上	
KAI	同上	

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

③ 水害対策

対象	対応策	備考
neo	土のう袋、防水シート	（洪水、高潮）
UNO	土のう袋、防水シート	（洪水、高潮）
JUN	土のう袋、防水シート	（洪水）
ICHI	土のう袋、防水シート	（洪水、高潮）
job	津波避難ビルのため上層階4階に避難、入り口土のう袋、防水シート	（洪水、高潮）
KAI	津波避難ビルのため上層階4階に避難、入り口土のう袋、防水シート	（洪水、高潮）

(2) 電気が止まった場合の対策

被災時に稼働させるべき設備と自家発電機もしくは代替策を記載する。

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
自家発電機	ポータブル電源、自動車電源ソケット
蓄電式ポータブル照明	スマートフォンのフラッシュライト機能

(3) ガスが止まった場合の対策

被災時に稼働させるべき設備と代替策を記載する。

稼働させるべき設備	代替策
給湯器（継続）	カセットコンロ、電気湯沸かしポット
カセットコンロ	電気湯沸かしポット

(4) 水道が止まった場合の対策

被災時に必要となる飲料水および生活水の確保を記載する。

① 飲料水

- ・ 2リットルペットボトル 60本（3日分×20人分）備蓄する。
 - （1） 使用する階の倉庫に保管する。
 - （2） 保存期間に留意する。
- ・ 調理に必要としない流動食等を備蓄する。

* 備蓄の場合は、備蓄の基準（2リットルペットボトル●本（●日分×●人分）などを記載）

② 生活用水

1. ポリタンクに常時10リットル×2本。
 - （1） 「トイレ」では、簡易トイレやオムツの使用。
 - （2） 「食事」では、紙皿、紙コップの使用。
 - （3） 「入浴」では、清拭で対応。

* 貯水槽を活用する場合は容量を記載。ポリタンクを準備する場合は容量と本数を記載。

(5) 通信が麻痺した場合の対策

被災時に施設内で実際に使用できる方法（携帯メール）などについて、使用可能台数、バッテリー容量や使用方法等を記載する。

→ 携帯電話／携帯メール／PHS／PCメール／SNS等

- ・ 携帯電話 5台
- ・ 携帯メール（SNS）5台
- ・ PCメール 5台

(6) システムが停止した場合の対策

電力供給停止などによりサーバー等がダウンした場合の対策を記載する（手書きによる事務処理方法など）。

浸水リスクが想定される場合はサーバーの設置場所を検討する。

データ類の喪失に備えて、バックアップ等の方策を記載する。

- ・ 電力供給停止などによりサーバー等がダウンした場合の対策
 - （1） 手書き、事務処理担当を検討する。
 - （2） PC、サーバー、重要書類などは浸水のオア俺の無い場所へ保管しておく。
 - （3） PC、サーバーのデータは、定期的にバックアップを取ってお

(7) 衛生面（トイレ等）の対策

被災時は、汚水・下水が流せなくなる可能性があるため、衛生面に配慮し、トイレ・汚物対策を記載する。

① トイレ対策

【利用者】

- ・ 携帯簡易トイレ及び消臭固形剤を備蓄しておく。
- ・ 電気水道が止まった場合
 - (1) 速やかに簡易トイレを所定の箇所に設置し、そちらを使用するよう案内をする。
 - (2) 排泄物や使用済みのオムツなど保管する場所を決める。
 - (3) 汚物には、消臭固形剤を使用する（燃えるごみとして処理が可能。）

【職員】

1. 利用者とは別に、職員用簡易トイレ、生理用品を備蓄しておく。
2. その他利用者に準ずる。

② 汚物対策

排泄物や使用済みのオムツなどの汚物の処理方法を記載する。

1. 排泄物などは、ビニール袋に入れて消臭固形剤を使用して密閉し、次亜塩素酸をかける。
2. 利用者の出入りのない空間へ、衛生面に留意して隔離、保管しておく。

(8) 必要品の備蓄

被災時に必要な備品はリストに整理し、計画的に備蓄する（多ければ別紙とし添付する）。定期的に見直しを実施する。備蓄品によっては、消費期限があるため、メンテナンス担当者を決め、定期的買い替えるなどのメンテナンスを実施する。

【飲料・食品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
水	60ℓ	3年	備蓄品保管室	避難訓練担当
アルファ米	120食	5年	備蓄品保管室	避難訓練担当
アルファ米 (アレルギーフリー)	30食	5年	備蓄品保管室	避難訓練担当
ビスコ缶	72缶	5年	備蓄品保管室	避難訓練担当
カップ麺	60食	6ヶ月	備蓄品保管室	避難訓練担当
果物缶	30缶	3年	備蓄品保管室	避難訓練担当
ツナ缶	30缶	3年	備蓄品保管室	避難訓練担当
インスタント味噌汁	30食	6ヶ月	備蓄品保管室	避難訓練担当
ドロップ缶	10缶	1年	備蓄品保管庫	避難訓練担当

※水は各事業所給湯室に1ケース、ドロップ缶2個

【医薬品・衛生用品・日用品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
トイレトーパー	18ロール		備蓄品保管庫	避難訓練担当
紙コップ	100個		備蓄品保管庫	避難訓練担当
紙皿	100個		備蓄品保管庫	避難訓練担当
割りばし	100本		備蓄品保管庫	避難訓練担当
ポリ袋	100枚		備蓄品保管庫	避難訓練担当
サランラップ	3本		備蓄品保管庫	避難訓練担当
新聞紙	1週間分		備蓄品保管庫	避難訓練担当
ウェットティッシュ	3箱		備蓄品保管庫	避難訓練担当
ビニール手袋	100枚		備蓄品保管庫	避難訓練担当
ゴミ袋	30枚		備蓄品保管庫	避難訓練担当
消毒用エタノール	2本		備蓄品保管庫	避難訓練担当
手ぬぐいタオル	20本		備蓄品保管庫	避難訓練担当
救急箱	1		備蓄品保管庫	避難訓練担当
ライター	3個		備蓄品保管庫	避難訓練担当
生理用品	2個		備蓄品保管庫	避難訓練担当
紙パンツ（小）	1個		備蓄品保管庫	避難訓練担当

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当
カセットコンロ	2台	備蓄品保管庫	避難訓練担当
カセットボンベ	10本	備蓄品保管庫	避難訓練担当
鍋	2個	備蓄品保管庫	避難訓練担当
缶切り	2個	備蓄品保管庫	避難訓練担当
ラジオ	1個	備蓄品保管庫	避難訓練担当
乾電池	各種 1セット	備蓄品保管庫	避難訓練担当
懐中電灯	3個	備蓄品保管庫	避難訓練担当
カイロ	30個	備蓄品保管庫	避難訓練担当
毛布	3枚	備蓄品保管庫	避難訓練担当
モバイルバッテリー	3個	備蓄品保管庫	避難訓練担当
発電機	1機	備蓄品保管庫	避難訓練担当
ランタン	2個	備蓄品保管庫	避難訓練担当

【備品】

(9) 資金手当て

保険の種類	期間	対象施設・業務	内容
事業活動総合保険 マルチリスクプラン (損保ジャパン株)	R7.8.4~R8.8.4	すべての施設業務	・ 損害保険金 10,000,000 円(支払限度額) ・ 物損害事故付随費用保険金 10,000,000 円(支払限度額) ・ 休業損失保険金 10,000,000 円 ・ 営業継続費用保険金 5,000,000 円 ・ 業務上 死亡・後遺障害 30,000,000 円
個人用火災総合保険 (損保ジャパン株)	・ 基本 R7.2.16~R8.2.16 ・ 地震 R7.2.16~R8.2.16	豊川市金屋橋	・ 建物 30,000,000 円 ・ 地震保険 15,000,000 円 ・ 火災、落雷、破裂、爆発、風災、 雹災、雪災、水災 自己負担額 0 円 ・ 外部からの物体の落下・飛来、水 漏れ、騒擾、盗難、不測かつ突発的 な事故 自己負担額 50,000 円(盗難 0 円) ・ 凍結水道管修理費用保険金 1 回の事故につき 100,000 円(支払い 上限額)
・ 各事業所手元資金(現金) : 毎月支給現金小口 35,000 円(× 8 事業所分)			

災害に備えた資金手当て（火災保険など）を記載する。

緊急時に備えた手元資金等（現金）を記載する。

* 地震保険の保険契約については地域によって制限がある

3. 緊急時の対応

(1) BCP発動基準

地震の場合、水害の場合等に分けて BCP を発動する基準を記載する。

【地震による発動基準】

事業所所在地の都道府県で震度6強以上の地震が発生

【台風（水害）による発動基準】

事業所所在地の都道府県に超大型台風が直撃または、直撃が見込まれる場合
警戒レベル3の警報が発令した場合。

【火災による発動基準】

事業所で火災が発生

また、管理者が不在の場合の代替者も決めておく。

管理者	代替者①	代替者②
各事業所責任者	きゃらっとブランドアンバサダー	各事業所当日出勤現場責任者

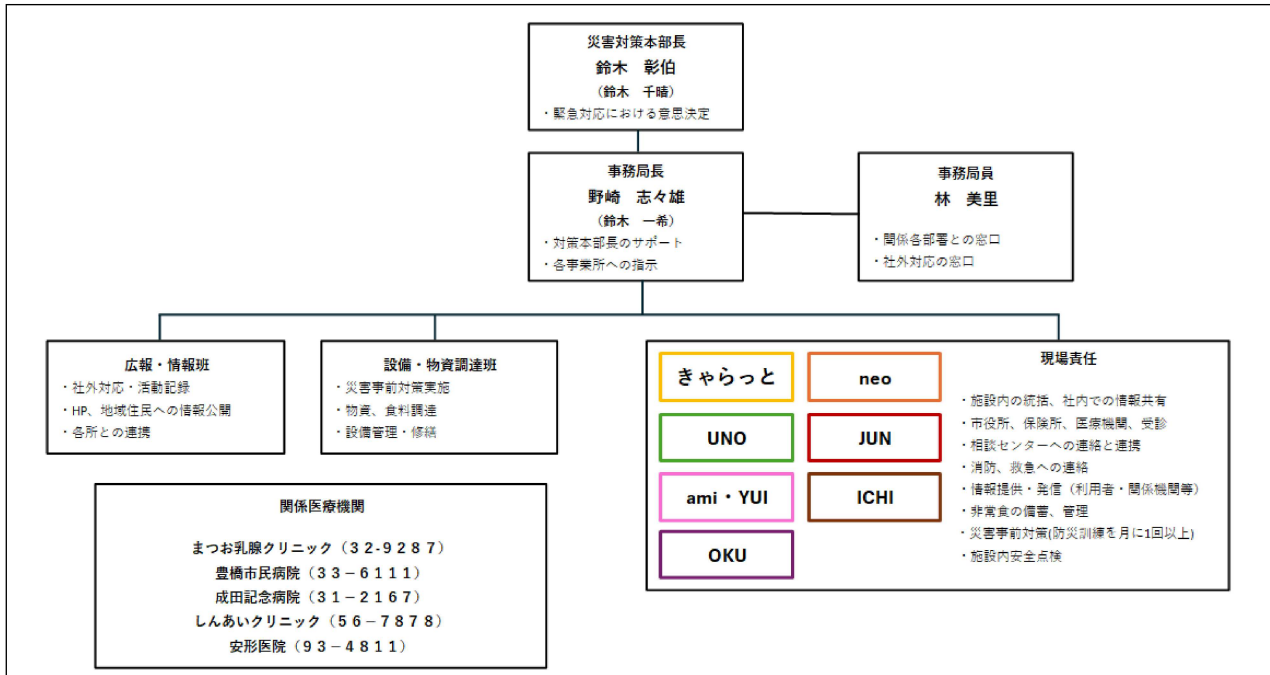
(2) 行動基準

発災時の個人の行動基準を記載する。

安否確認方法、参集基準、各種連絡先等必要事項は様式参照

(3) 対応体制

対応体制や各班の役割を図示する。代替者を含めたメンバーを検討し、記載する。



(4) 対応拠点

緊急時対応体制の拠点となる候補場所を記載する（安全かつ機能性の高い場所に設置する）。

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
きやらっと HILLS きやらっとOKU	JUN	きやらっとjob きやらっとKAI

(5) 安否確認

① 利用者の安否確認

震災発生時の利用者の安否確認方法を検討し、整理しておく（別紙で確認シートを作成）。なお、負傷者がいる場合には応急処置を行い、必要な場合は速やかに医療機関へ搬送できるよう方法を記載する。

【安否確認ルール】

- ・利用者の安否確認が速やかに行われるよう担当を決めておく。
- ・HUG入力シート・knowbe 入力シートに安否確認結果を記録する。
- ・安否確認は（無事・死亡・負傷・不明）と記入する。

【医療機関への搬送方法】

- ・最寄りの応急救護所へ担架や車両を使い搬送
 （新川小学校、高師小学校、牟呂小学校、花田小学校、中野小学校、吉田方中学校）
 （豊川市金屋中学校）

② 職員の安否確認

地震発生時の職員の安否確認方法を複数検討し準備しておく（別紙で確認シートを作成）。

（例）携帯電話、携帯メール、PCメール、SNS等

【施設内】

- ・ 職員の安否確認は利用者の安否確認とあわせて各事業所、全体 LINE で報告をする。

【自宅等】

- ・ 自宅等で被災した場合（自地域で震度5強以上）は、①電話、②携帯メール、③災害用伝言ダイヤルで、施設に自身の安否情報を報告する。
- ・ 報告する事項は、自身・家族が無事かどうか、出勤可否を確認する。

（6） 職員の参集基準

発災時の職員の参集基準を記載する。なお、自宅が被災した場合など参集しなくてもよい場合についても検討し、記載することが望ましい。

- ・ 取締役・統括管理者は、震度5強以上の場合に参集する。
- ・ 事業所から徒歩圏（3km圏内）に居住する職員は参集する。
- ・ 居住地等が交通網の寸断等警報が出ているなど安全が守られない場合や家族等の安全が守られない場合（要配慮者や養育が必要な児がいる場合）等の場合は参集する必要はない。

(7) 施設内外での避難場所・避難方法

地震などで一時的に避難する施設内・施設外の場所を記載する。また、津波や水害などにより浸水の危険性がある場合に備えて、垂直避難の方策について検討しておく。

【施設内】

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	(きやらっと) 発達支援室 (NEO) 発達支援室 (UNO) 発達支援室 (JUN) 発達支援室 (ami) 発達支援室 (YUI) 発達支援室 (ICHI) 作業・訓練指導室 (OKU) 発達支援室 (job) 作業・訓練指導室 (KAI) 事務所	玄関 玄関フロア トイレ前廊下 指導訓練室前廊下 トイレ前廊下 玄関 イートインスペース、job 2階事務所 2階KAI事務所 4階job 作業・訓練室
避難方法	徒歩	徒歩

【施設外】

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	(きやらっと) 福岡校区市民館 (NEO) 牟呂校区市民館 (UNO) 羽根井校区市民館 (JUN) 豊橋中央高校 (ami) 幸小校区市民館 (YUI) 幸小校区市民館 (ICHI) 吉田方中学校 (OKU) 金屋南地区市民館 (job) 吉田方中学校 (KAI) 吉田方中学校	青少年センター 牟呂地区市民館 豊橋公園 福岡校区市民館 高師緑地 高師緑地 吉田方地区市民館 豊川公園 吉田方地区市民館 吉田方地区市民館
避難方法	徒歩、車	徒歩、車

(8) 重要業務の継続

優先業務の継続方法を記載する（被災想定（ライフラインの有無など）と職員の出勤と合わせて時系列で記載すると整理しやすい。

職員出勤（1事業所3名ずつ交代で選出。2事業所ずつでまとめて業務継続することも検討する。
 きやらっと、ami(YUI) JUN、UNO neo、ICHI、job、KAI OKU 事業所の損壊が激しい場合は双方の事業所を整えながら交代で運営をしていく。

(環境の整備、片づけや危険箇所のチェックを行ったうえで事業所での受け入れを再開する。津波や浸水被害が想定される事業所はきやらっと又は ami (YUI) で業務継続していく。)

優先業務の内容と方法

- ・ 利用者の安全管理 損壊場所は使用しない。損壊が大きい事業所は損壊状況を確認した上で安全な事業所を使い運営する。滞在場所の提供も損壊状況の少ない事業所で場所を提供する。事業所の回りを昼夜巡回見回りする。男性職員を必ず1人は配置しておく。損壊したものは出入口の邪魔にならないよう1か所にまとめる。業務縮小をし業務を行う。保護者に引き渡せる児童であれば迎えに来ていただく。
(ライフラインが整うまでは送迎は基本的には保護者が行う。)
- ・ 利用者の衛生管理 出勤職員でADLの介助を行い、アルコールや次亜塩素酸を使い布やペーパータオル等で周辺を消毒する。
- ・ 利用者の健康管理 体調確認を行い記録する。負傷者にはできる限りの応急処置を行い救助を待つ。搬送可能であれば近隣の病院に連れていく。
インターネット環境によっては電話やラインで保護者や病院、関係機関と連絡を取る。
※備品保管庫に行き、必要な食料や物品の調達を行う。

災害発生翌日～ライフラインの開通時

- ・ 関係機関と連絡を取る。
- ・ オンラインで支援を行う
- ・ 給水車が手配されたら給水車にポリタンやペットボトルを持って行き清潔な水を確保する。
- ・ 当面金銭のやり取りは難しいため、昼食は自宅から持参いただくが、こちらである非常食や炊き出しを利用する。
- ・ 自宅の状況により引き続き滞在場所の提供をする。
- ・ 各家庭に訪問できる状況であれば訪問し被災状況の確認、家族の様子を確認する。
必要に応じ家族支援、オンライン支援を行う。
- ・ 心理師や心理カウンセラーによる心のケアを行う。
(他理学療法士が各拠点巡回し身体の状態を観察を行う。)

(9) 職員の管理

① 休憩・宿泊場所

震災発生後、職員が長期間帰宅できない状況も考えられるため、候補場所を検討し、指定しておく。

休憩場所	宿泊場所
・ (きゃらっと) 事務所	発達支援室
・ (NEO) 事務所	発達支援室
・ (UNO) 事務所	発達支援室
・ (JUN) 事務所	発達支援室
・ (ami) 事務所	発達支援室
・ (YUI) 事務所	発達支援室
・ (ICHI) 多目的室	作業・訓練指導室
・ (OKU) 2階事務所	発達支援室
・ (job) 2階KAI相談室	2階KAI相談室
・ (KAI) 2階KAI相談室	2階KAI相談室

② 勤務シフト

	責任者	その他メンバー
きゃらっと	事業所責任者	きゃらっとブランドアンバサダーと以下の職員 (出勤状況で割り振る)
NEO		
UNO		
JUN		
ami、YUI		
ICHI(job)		
KAI		
OKU		

震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。参集した職員の人数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう災害時の勤務シフト原則を検討しておく。

(10) 復旧対応

① 破損個所の確認

復旧作業が円滑に進むように施設の破損個所確認シートを整備し、別紙として添付しておく。

<建物・設備の被害点検シート例>

対象		状況（いずれかに○）	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	電気	通電 / 不通	
	水道	利用可能／利用不可	
	電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	
(建物・設備 フロア単位)	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	

② 業者連絡先一覧の整備

円滑に復旧作業を依頼できるよう各種業者連絡先一覧を準備しておく。

業者名	連絡先	業務内容
杉浦殖産株式会社	090-6616-7738	不動産・建築
G-PLUS 後藤	070-5338-5157	インターネット
クオリアビルオーナー	090-1108-6229	物件
エネジン株式会社	053-525-1101	LP ガス
愛知海運産業株式会社	090-7048-9745	自動車関係

③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

公表のタイミング、範囲、内容、方法についてあらかじめ方針を定めて記載

・ x、アプリ	被害状況、事業所閉所、事業再開
・ TEL（利用者）	事業所閉所、事業再開

株式会社TOMONY 内

(きやらっと 0532-56-1210、neo 0532-21-8310、JUN 0532-21-5011 UNO
0532-39-8811、ami(YUI) 0532-21-6778、ICHI(job) 0532-21-7030、OKU
0532-21-8383、KAI 0532-21-6600)

内容 人的支援（職員の施設間派遣） 物的支援（不足物資の援助、運搬） 継続した業
務運営への場所提供。

○まつお乳腺クリニック 0532-32-9287

内容 医療支援、相談（協力医療機関。また職員の健康診断を毎年行っている。職員の健康管理。）

○遠山クリニック 0532-55-3181

内容 医療支援、相談（協力医療機関。職員の健康管理。）

○しんあいクリニック 0533-56-7878

内容 医療支援、相談（協力医療機関。また職員の健康診断を毎年行っている。職員の健康管理）

○杉浦殖産株式会社 0532-31-9969

内容 施設修繕依頼

○NTT 後藤 0532-51-5110

内容 インターネット回線の再開通

○USEN 電気前嶋 070-5338-5157 0532-51-5110

内容 電気、インターネットの再開通

○宥クオリア 福井 090-1108-6229

内容 場所提供（指定避難ビル）、物的支援

○初田防災 藤田 070-1306-1838

内容 消防設備

○遠州鉄道株式会社 吉田 090-4150-2850

内容 車両、車両保険、生命保険、医療保険

○おがた鍵 090-2856-4684

内容 防犯、鍵

○セブンイレブン豊橋神野新田店 小林090-8672-7252

内容 物的支援

○エネジン株式会社 053-525-1101

内容 LPガス

4. 他施設との連携

(1) 連携体制の構築

① 連携先との協議

連絡先と連携内容を協議中であれば、それら協議内容や今後の計画などを記載する。

② 連携協定書の締結

地域との連携に関する協議が整えば、その証として連携協定書を締結し、写しを添付する

株式会社TOMONY内の事業所のものについて連携協定書はない。ま

つお乳腺クリニックにおいては協力医療機関の契約書に基づく。

しんあいクリニックにおいては協力医療機関の契約書に基づく。

協議の上、契約書内にあるもの、他連携協定書があるものは写しによる。

③ 地域のネットワーク等の構築・参画

施設・事業所の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設・事業所を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。地域で相互に支援しあうネットワークが構築されている場合はそれらに加入することを検討する。

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容
すぼるば	0532-39-6781	情報共有、相互援助
相談支援事業所ポパイ	0532-39-5000	情報共有、相互援助
相談支援センター木もれ陽	0532-61-1172	情報共有、相互援助
クオーレ相談支援センター	0532-26-5009	情報共有、相互援助
相談支援事業所アイリス	070-1736-6398	情報共有、相互援助
株式会社シンメー	0533-85-0303	情報共有、相互援助

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
西田メディカルクリニック	0532-34-5566	救援依頼、相談助言
江崎病院	0532-55-2525	救援依頼、相談助言
まつお乳腺クリニック	0532-32-9287	救援依頼、相談助言
しんあいクリニック	0533-56-7878	救護依頼、相談助言
安形医院	0533-93-4811	救護依頼、相談助言
遠山クリニック	0532-55-3181	救護依頼、相談助言

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
各事業所が所在する自治体	各事業所で把握	情報共有、相互協力
豊橋市役所障害福祉課	0532-51-2345	情報共有、
豊橋市保健所	0532-39-9111	情報共有、指導
豊橋市消防本部	0532-51-3107	出動依頼、指導
中部評価センター	052-623-7401	情報共有
豊川市役所障害福祉課	0533-89-2111	情報共有
豊川市消防本部	0533-89-9516	出動依頼、指導
豊川市保健所	0533-86-3188	情報共有、指導

(2) 連携対応

① 事前準備

連携協定に基づき、被災時に相互に連携し支援しあえるように検討した事項や今後準備すべき事項などを記載する

- ・日頃から連絡を取り合う。(毎月機関誌や研修、事業所見学等のやり取りを通じ交流を図っておく。)
- ・協力医療機関で職員の健康診断を行い職員の日頃の心身の状況を把握しておいていただく。

② 入所者・利用者情報の整理

避難先施設でも適切なケアを受けることができるよう、最低限必要な利用者情報を「利用者カード」などに、あらかじめまとめておく。

災害により自事業所での支援が不可能になった場合、他拠点での支援を行う。障害特性や配慮すべきこと、アレルギーの有無などが把握できるように、基本情報を記載したリストを作成しておく。

インターネットが機能しない、また電気が通らずパソコンやスマートフォンを仕様できない場合に備え、各事業所にて作成した基本情報リストを紙媒体で全事業所分保管する。

- ・ 児童氏名
- ・ 保護者氏名
- ・ 緊急連絡先
- ・ 住所
- ・ 障害特性
- ・ 配慮すべきこと
- ・ アレルギーの有無
- ・ 疾患や服薬などの健康情報

③ 共同訓練

連携先と共同で行う訓練概要について記載する。

「初動→応急→復旧→復興」という災害段階を縦軸に、点（社内連携）、線（取引先連携）、面（地域連携）層（役所連携）の連携範囲を横軸として考える。

連携協定に基づき、被災時に相互連携し支援しあえるように検討する事項

訓練主体	社内	連携
災害対策本部	社内各業務機能現状把握 災害状況に応じた BCP の策定と実行	連携先との通信手段確保 連携先との被害状況共有
サプライチェーン	生産設備等の被災状況把握 使用可能な材料と在庫状況 製造継続製品の選定と生産計画 倉庫等の被災状況と在庫確認	被災後の生産能力、在庫数、等を考慮した復旧計画の共有
マネーチェーン	発注と決済システムの被災状況確認 代替処理方法の検討	復旧段階に応じた発注と決済方法の確認 金融機関の稼働状況確認

6. 通所サービス固有事項

1. 【平時からの対応】

- (1) サービス提供中に被災した場合に備えて、利用者の緊急連絡先を把握すること。(携帯電話、メール等)
- (2) 居宅介護支援事業所と連携し、利用者への安否確認の方法等を確認しておくこと。
- (3) 平時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関(行政、自治会、利用者が他に利用している介護サービス事業所等)と良好な関係を築くこと。

2. 【災害が予想される場合の対応】

- (1) 台風や積雪などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止や縮小を余儀なくされる事を想定し、あらかじめ基準を定めておくとともに、居宅介護支援事業所に

も情報共有の上、利用者やその家族にも説明する。

- (2) 必要に応じてサービスの前倒し等も検討する。

3. 【災害発生時の対応】

- (1) サービスの提供を長期間休止する場合は、居宅介護支援事業所と連携し、必要に応じて他事業所の訪問介護サービス等への変更を検討する。

- (2) 利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後あらかじめ把握している緊急連絡先を活用し、利用者家族等への安否状況の連絡を行う。

- (3) 利用者の安全確保や家族等への連絡状況を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援する。

- (4) 帰宅にあたって、可能であれば利用者家族等の協力を得て行う。

- (5) 帰宅が困難な利用者は、豊橋市との協議の上、福祉避難所の宿泊を検討する。

附則

この改正は令和6年11月1日から施行する。

この改正は令和6年1月1日から施行する。

この改正は令和7年4月1日から施行する。

この改正は令和7年12月1日から施行する。

